川崎市葬祭条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５１号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例（昭和２７年川崎市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第６条関係）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">種　　別</th><th colspan="2">金　　額</th><th rowspan="2">付　　記</th></tr>
<tr><th>市内居住者</th><th>市外居住者</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">火葬料１体</td><td>7,420円</td><td>60,000円</td><td>12歳以上</td></tr>
<tr><td>4,940円</td><td>30,000円</td><td>12歳未満</td></tr>
<tr><td>2,470円</td><td>15,000円</td><td>死産児</td></tr>
<tr><td colspan="3">遺体保管料１体１日</td><td>1,500円</td><td>4,500円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">休憩室使</td><td rowspan="2">かわさき南部斎苑</td><td>A</td><td>6,600円</td><td>19,800円</td><td>50人用</td></tr>
<tr><td>B</td><td>2,640円</td><td>7,920円</td><td>20人用</td></tr>
</table>

用料1回	かわさき北部斎苑	A		6,600円	19,800円	50人用	
		B		3,300円	9,900円	25人用	
斎場使用料1回	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	99,000円	297,000円	200人用	⑴　通夜及び告別式をもって1回とする。 ⑵　通夜又は告別式のみに使用する場合の使用料については、それぞれの額の2分の1の額とする。
			区画する場合	49,500円	148,500円	100人用	
		B	区画しない場合	49,500円	148,500円	100人用	
			区画する場合	24,750円	74,250円	50人用	
		C		24,750円	74,250円	50人用	
	かわさき北部斎苑	A		99,000円	297,000円	200人用	
		B		49,500円	148,500円	100人用	
		C	区画しない場合	24,750円	74,250円	50人用	
			区画する場合	12,370円	37,120円	25人用	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。